

学校法人大阪医科薬科大学と高槻市との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、学校法人大阪医科薬科大学（以下「大学」という。）と高槻市（以下「市」という。）が、教育、研究、医療、健康、保健、まちづくりの分野を中心に、相互が連携及び協力することにより、大学と地域社会の発展及び充実に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 大学と市は、前条に定める目的の実現のために、次に掲げる事項について協議の上連携及び協力する。

- (1)教育及び人材育成に関すること
- (2)生涯教育に関すること
- (3)健康都市づくりに関すること
- (4)医療と福祉に関すること
- (5)スポーツ振興に関すること
- (6)環境保全に関すること
- (7)施設の相互有効利用に関すること
- (8)都市再生緊急整備地域大阪医科大学地区整備に関すること
- (9)その他前条の目的を実現するために双方が有益と認めること

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の6か月前までに、大学と市のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補足)

第4条 この協定書に定める事項に関して、具体的な連携の細目その他の事項については、大学と市が協議して別に定めるものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、大学と市が協議して定めるものとする。

平成28年4月1日

学校法人大阪医科薬科大学

理事長 植木 實



高槻市

市長 濱田 剛史

